

市第 137 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第76号中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同条第77号中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同条第136号中「第 139 号の23」の次に「及び第 139 号の23の 2」を加え、同条第 136 号の 2 中「、第 139 号の24」の次に「、第 139 号の26、第 139 号の29」を加え、同条第 139 号の 9 ア中「次号」の次に「、第 139 号の24」を加え、同条第 139 号の17ウ(イ)中「住宅部分をいう。」の次に「第 139 号の26、第 139 号の29及び第 139 号の31において同じ。」を加え、同条第 139 号の18ウ(イ)の a 以外の部分中「共用部分」の次に「（当該住宅の設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第 119 号。以下この号及び第 139 号の21において「基準告示」という。） I の第 2 の 2 の 2—1 の設計一次エネルギー消費量をいう。以下この号及び第 139 号の21において同じ。）を基準告示 I の第 2 の 2 の 2—3 (2)イに定める方法により算出したものに限る。）」を加え、同号ウ中(エ)を(カ)とし、(カ)を(エ)とし、(イ)の次

に次のように加える。

- (ウ) 共用部分（当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示Ⅰの第2の2の2-3(2)イに定める方法により算出したものを除く。）
- a 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 9,600円
- b 同  
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 27,000円
- c 同  
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 81,000円
- d 同  
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 130,000円
- e 同  
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 160,000円

f 同

25,000平方メートル

以上のとき。

200,000円

第2条第139号の21ウ(イ)中「既に」の次に「当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示Iの第2の2の2—3(2)イに定める方法により算出して」を、「受けた部分」の次に「で当該算出の方法を変更しないもの」を加え、同号ウ(ウ)中「(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)」を「(ア)から(ウ)まで」に改め、同号ウ中(ウ)を(ウ)とし、(エ)を(ウ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分で変更後の当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示Iの第2の2の2—3(2)ロに定める方法により算出したものに限る。）

a 当該共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

4,800円

b 同

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

13,500円

c 同

2,000平方メー

	トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。	40,500円
d 同	5,000 平方メー トル以上10,000平方メー トル未満のとき。	65,000円
e 同	10,000平方メー トル以上25,000平方メー トル未満のとき。	80,000円
f 同	25,000平方メー トル以上のとき。	100,000円

第 2 条第 139 号の 23 中「建築物」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（同法第 29 条第 3 項の他の建築物をいう。次号、第 139 号の 26 の 2、第 139 号の 27、第 139 号の 29 の 2 及び第 139 号の 30 において同じ。）を除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(139) の 23 の 2 省エネ適合判定の判定手数料は、1 件につき当該判定に係る建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能

向上計画に係る他の建築物に限る。) の非住宅部分の床面積に応じ次に掲げる額とする。

- ア 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のとき  
。 81,000円
- イ 同  
5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき  
。 130,000円
- ウ 同  
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき  
。 160,000円
- エ 同  
25,000平方メートル以上のとき。 200,000円

第 2 条第 139 号の24中「向上させる変更」の次に「又は省エネ適合審査を必要としない変更」を加え、同条第 139 号の26ウ(イ)の a 以外の部分中「共用部分」の次に「(当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの設計一次エネルギー消費量をいう。以下この号、第 139 号の29及び第 139 号の31において同じ。))を基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の数値としたものに限る。)」を加え、同号ウ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (㍻) 共用部分（当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものを除く。）
- a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 9,600円
- b 同  
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 27,000円
- c 同  
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 81,000円
- d 同  
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 130,000円
- e 同  
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 160,000円
- f 同

25,000平方メートル

以上のとき。

200,000円

第 2 条第 139 号の 26 の 2 中「（同法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物をいう。次号、第 139 号の 29 の 2 及び第 139 号の 30 において同じ。）」を削り、同号エ中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同条第 139 号の 29 ウ(イ)中「既に」の次に「当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の数値として」を、「受けた部分」の次に「で当該算出の方法を変更しないもの」を加え、同号ウ(ウ)中「(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)」を「(ア)から(ウ)まで」に改め、同号ウ(ウ)を(カ)とし、(エ)を(カ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分で変更後の当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値としたものに限る。）

a 当該共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

4,800円

b 同

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

13,500円

c 同

2,000 平方メー

	トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。	40,500円
d 同	5,000 平方メー トル以上10,000平方メー トル未満のとき。	65,000円
e 同	10,000平方メー トル以上25,000平方メー トル未満のとき。	80,000円
f 同	25,000平方メー トル以上のとき。	100,000円

第 2 条第 139 号の 29 の 2 エ中「(カ)」を「(カ)」に改め、同条第 139 号の 31 ア中「第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)又はロ(1)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号イ中「第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)又はロ(1)」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号ウ(7)中「全て」を「一以上」に、「第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)又はロ(1)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号ウ(4)中「全て」を「一以上」に、「第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)又はロ(1)」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号ウ(7)の a 以外の部分中「共用部分」の次に「(当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準による評価方法で、かつ、当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第 4 条第 3 項第

1号の数値としたものに限る。)」を加え、同号ウ(カ)中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、同号ウ中(カ)を(カ)とし、同号ウ(キ)中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、同号ウ中(キ)を(カ)とし、同号ウ(ク)の次に次のように加える。

(イ) 共用部分（当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準による評価方法で、かつ、当該住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅（同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅をいう。）の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものに限る。）

a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

41,000円

b 同

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

62,000円

c 同

2,000平方メートル以上5,000平方メートル

未満のとき。	81,000円
d 同	
5,000 平方メートル 以上10,000平方メートル 未満のとき。	93,000円
e 同	
10,000平方メートル 以上25,000平方メートル 未満のとき。	110,000円
f 同	
25,000平方メートル 以上のとき。	120,000円

第 2 条第 179 号イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 76 号、第 77 号及び第 179 号イの改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等を改定する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 75 号まで省略）

- |  |        |          |
|--|--------|----------|
| (76) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）<br><u>第 4 条第 2 項</u><br><u>第 4 条第 3 項</u><br>の規定に基づく毒物又は劇物の<br>販売業登録手数料 | 1 件につき | 14,700 円 |
| (77) 毒物及び劇物取締法<br><u>第 4 条第 3 項</u><br><u>第 4 条第 4 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業登録更新手数料                        | 同      | 6,400 円  |

（第 78 号から第 135 号まで省略）

- (136) 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第 12 条第 2 項及び第 13 条第 3 項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー

消費性能確保計画を含む。) に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 (第 139 号の 23 及び 第 139 号の 23 の 2 において「省エネ適合判定」という。) を受けた建築物及びこれに準ずると認められる建築物 (次号、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 において「省エネ適合判定等建築物」という。) に係るものを除く。) は、当該申請に係る建築物の床面積 (移転等 (移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をする場合をいう。以下この号、次号、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 において同じ。)) に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積) を合計した面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

(136) の 2 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料 (省エネ適合判

定等建築物に係るものに限る。

) は、当該申請に係る建築物の床面積（移転等に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積）を合計した面積に応じ前号ア及びイに掲げる額と当該申請に係る建築物のうち一の省エネ適合判定等建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 5 の 2、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において同じ。）（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下この号、第 139 号の 18、第 139 号の 23、第

139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 29及び第 139 号の 31 において「基準省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第 139 号の 5 の 2 において同じ。) の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。) の用途及び床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(アからカまで及び第 137 号から第 139 号の 8 まで省略)

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号) 第 17 条第 1 項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料(同条第 4 項の規定による申出をする場合に限る。) は、1 件につき同条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査（以下この号、次号―第 139 号の 24及び第 139 号の 31 において「省エネ適合審査」という。）を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アからサまでに掲げる額

（イ、ウ及び第 139 号の 10 から第 139 号の 16 まで省略）

(139) の 17 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による

申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（ア及びイ省略）

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体

について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。) は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 省略)

(イ) 共用部分 (住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。第 139 号の 26、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31において同じ。)) のうち住戸部分以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 25、第 139 号の 26、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において同じ。)

(a から f まで及びウ) 省略)

(139) の 18 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等

計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（ア及びイ省略）

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

（ア）省略）

(イ) 共用部分—（当該住宅の設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進

その他の建築物の低炭素化  
の促進のために誘導すべき  
基準（平成 24 年経済産業省  
、国土交通省、環境省告示  
第 119 号。以下この号及び  
第 139 号の 21 において「基  
準告示」という。） I の第  
2 の 2 の 2 - 1 の設計一次  
エネルギー消費量をいう。  
以下この号及び第 139 号の  
21 において同じ。）を基準  
告示 I の第 2 の 2 の 2 - 3  
(2) イに定める方法により算  
出したものに限る。）

( a から f まで省略 )

(ウ) 共用部分（当該住宅の設  
計一次エネルギー消費量を  
基準告示 I の第 2 の 2 の 2  
- 3 (2) イに定める方法によ  
り算出したものを除く。）

a 共用部分の床面積の合  
計が 300 平方メートル未  
満のとき。

9,600 円

b 同  
300 平方メートル以

上 2,000 平方メートル未満  
のとき。 27,000 円

c 同

2,000 平方メートル以  
上 5,000 平方メートル未満  
のとき。 81,000 円

d 同

5,000 平方メートル以  
上 10,000 平方メートル未  
満のとき。 130,000 円

e 同

10,000 平方メートル  
以上 25,000 平方メートル  
未満のとき。 160,000 円

f 同

25,000 平方メートル  
以上のとき。 200,000 円

(エ) (本文省略)

(ウ) (本文省略)

(第 139 号の 19 及び第 139 号の 20 省略)

(139) の 21 都市の低炭素化の促進  
に関する法律第 55 条第 1 項の規  
定に基づく低炭素建築物新築等  
計画（同条第 2 項において準用  
する同法第 54 条第 2 項の規定に

よる申出をしない場合に限り、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の変更認定申請手数料 (当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合 (当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。) は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物 (当該申請において変更しない部分を含む。) に係るものを合計した額

(ア) 省略)

(イ) 共用部分（既に当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I の第 2 の 2 の 2 - 3 (2) イに定める方法により算出して当該認定を受けた部分で当該算出の方法を変更しないものに限る。）

(a から f まで省略)

(ウ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分で変更後の当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示 I の第 2 の 2 の 2 - 3 (2) ロに定める方法により算出したものに限る。）

a 当該共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

4,800 円

b 同

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

13,500 円

c 同

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 40,500 円

d 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 65,000 円

e 同

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 80,000 円

f 同

25,000 平方メートル以上のとき。 100,000 円

(エ) (本文省略)

(ウ) (本文省略)

(カ) (ア) から (オ) まで            以外の (ア)、(イ)、(ウ) 及び (エ)

住戸部分、共用部分及び非住宅部分

これらの部分について第 139 号の 18 ウの規定により算出した額

(第 139 号の 22 省略)

(139) の 23 省エネ適合判定の判定手数料は、1 件につき当該判定に係る建築物 (建築物のエネルギー

ギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（同法第 29 条第 3 項の他の建築物をいう。次号、第 139 号の 26 の 2、第 139 号の 27、第 139 号の 29 の 2 及び第 139 号の 30 において同じ。）を除く。）の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。

（アからエまで省略）

(139) の 23 の 2 省エネ適合判定の判定手数料は、1 件につき当該判定に係る建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物に限る。）の非住宅部分の床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 非住宅部分の床面積の合計

が 2,000 平方メートル以上 5,000

平方メートル未満のとき。

81,000 円

イ 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 130,000 円

ウ 同

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 160,000 円

エ 同

25,000 平方メートル以上のとき。 200,000 円

(139) の 24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定に基づく軽微な変更（当該変更がエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 2 号に規定するエネルギー消費性能をいう。）を向上させる変更又は省エネ適合審査を必要としない変更である場合を除く。）に関する証明書の交付申請手数料は、1 件につき当該証明に係る建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。

(アからエまで及び第 139 号の 25 省略)

(139) の 26 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないものに限り、同法第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料（同条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請

をする場合を含む。) は、1  
件につき次に掲げる額のうち  
当該建築物に係るものを合計  
した額

(7) 省略)

(イ) 共用部分 (当該住宅部分  
の設計一次エネルギー消費  
量 (基準省令第 1 条第 1 項  
第 1 号イの設計一次エネル  
ギー消費量をいう。以下こ  
の号、第 139 号の 29 及び第  
139 号の 31 において同じ。  
) を基準省令第 4 条第 3 項  
第 1 号の数値としたものに  
限る。)

(a から f まで省略)

(ウ) 共用部分 (当該住宅部分  
の設計一次エネルギー消費  
量を基準省令第 4 条第 3 項  
第 1 号の数値としたものを  
除く。)

a 共用部分の床面積の合  
計が 300 平方メートル未  
満のとき。

b 同

9,600 円

300 平方メートル以  
上 2,000 平方メートル未満  
のとき。 27,000 円

c 同

2,000 平方メートル以  
上 5,000 平方メートル未満  
のとき。 81,000 円

d 同

5,000 平方メートル以  
上 10,000 平方メートル未  
満のとき。 130,000 円

e 同

10,000 平方メートル  
以上 25,000 平方メートル  
未満のとき。 160,000 円

f 同

25,000 平方メートル  
以上のとき。 200,000 円

(エ) (本文省略)  
(ウ)

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る

。) の認定申請手数料（同法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 139 号の 25 ア若しくはウ又は前号ア若しくはウに掲げる額と当該計画に係る他の建築物（同法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物をいう。次号、第 139 号の 29 の 2 及び第 139 号の 30 において同じ。）1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

（アからウまで省略）

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

前号ウ(ア)から $\frac{(エ)}{(ウ)}$ までに掲げ

る額のうち当該建築物に係  
るものを合計した額

(第 139 号の 27 及び第 139 号の 28 省略)

(139) の 29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもの限り、同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の変更認定申請手数料（同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合の限り、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げ

る額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

(ア) 省略)

(イ) 共用部分（既に当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値として当該認定を受けた部分で当該算出の方法を変更しないものに限る。）

(a から f まで省略)

(ウ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分で変更後の当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第

<u>4 条第 3 項第 2 号の数値と</u> <u>したものに限る。)</u>	
<u>a</u> <u>当該共用部分の床面積</u> <u>の合計が 300 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>4,800 円</u>
<u>b</u> <u>同</u> <u>300 平方メー</u> <u>トル以上 2,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
<u>c</u> <u>同</u> <u>2,000 平方メー</u> <u>トル以上 5,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
<u>d</u> <u>同</u> <u>5,000 平方メー</u> <u>トル以上 10,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
<u>e</u> <u>同</u> <u>10,000 平方メー</u> <u>トル以上 25,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
<u>f</u> <u>同</u> <u>25,000 平方メー</u> <u>トル以上のとき。</u>	<u>100,000 円</u>

(エ) (本文省略)  
(ウ)

(オ) (本文省略)

(カ) (ア) から (オ) まで  
(オ) (ア)、(イ)、(ウ) 及び (エ)

住戸部分、共用部分及び非  
住宅部分

これらの部分について第 13  
9 号の 26 ウの規定により算  
出した額

(139) の 29 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）の変更認定申請手数料（同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、申請建築物（当該申請において変更するものに限る。）の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 139 号の 28 ア若しくはウ又は前号ア若しくはウに掲げる額と当該計画に係る他の建築物（当該申

請において変更するものに限る。  
。) 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(アからウまで省略)

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

前号ウ(ア)から $\frac{(カ)}{(オ)}$ までに掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

(第 139 号の 30 省略)

(139) の 31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料は、当該建築物につ

いて省エネ適合審査を必要とする場合に限り、認定の対象となる建築物及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令 第 1 条第 1 項第 1 条第 2 号第 2 号イ (1) 又はロ (1) の基準にイ (2) 及びロ (2) による評価方法のもの に限る を除く。

) の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令 第 1 条第 1 項第 1 条第 2 号第 2 号イ (1) 又はロ (1) の基準にイ (2) 及びロ (2) による評価方法のもの を除く に限る。

) の場合

(ア) 及び (イ) 省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（当該建築物の 二以上 の住戸の評価方法が 全て 基準省令 第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 又はロ (1) の基準によ及びロ (2)

る評価方法のもの~~を除く~~に限る。

)

( a から i まで省略 )

(i) 住戸部分 ( 当該建築物の

二以上の住戸の評価方法が  
全て

基準省令 第 1 条第 1 項第 2  
第 1 条第 2 号イ (2)

号イ (1) 又はロ (1)の基準によ  
及びロ (2)

る評価方法のもの~~を除く~~。  
に限る。

)

( a から i まで省略 )

(ウ) 共用部分 ( 当該評価方法

が基準省令第 1 条第 1 項第

2 号ロ (1) の基準による評価

方法で、かつ、当該住宅部

分の設計一次エネルギー消

費量を基準省令第 4 条第 3

項第 1 号の数値としたもの

に限る。)

( a から f まで省略 )

(エ) 共用部分 ( 当該評価方法

が基準省令第 1 条第 1 項第

2 号ロ (2) の基準による評価

方法で、かつ、当該住宅部

分の一次エネルギー消費量

モデル住宅 ( 同号ロ (2) の一

次エネルギー消費量モデル  
住宅をいう。) の設計一次  
エネルギー消費量を基準省  
令第 4 条第 3 項第 1 号の数  
値としたものに限る。)

a 共用部分の床面積の合  
計が 300 平方メートル未  
満のとき。

41,000 円

b 同  
300 平方メートル以  
上 2,000 平方メートル未満  
のとき。

62,000 円

c 同  
2,000 平方メートル以  
上 5,000 平方メートル未満  
のとき。

81,000 円

d 同  
5,000 平方メートル以  
上 10,000 平方メートル未  
満のとき。

93,000 円

e 同  
10,000 平方メートル  
以上 25,000 平方メートル  
未満のとき。

110,000 円

f 同

25,000 平方メートル

以上のとき。

120,000 円

(カ)  
(エ) 非住宅部分（当該評価方法が基準省令 第 1 条第 1 項第 1 号ロ の基準による評価方法のものを除く。）

（ a から f まで省略 ）

(カ)  
(オ) 非住宅部分（当該評価方法が基準省令 第 1 条第 1 項第 1 号ロ の基準による評価方法のものに限る。）

（ a から f まで及び第 139 号の 32 から第 178 号まで省略 ）

(179) 高压ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 18 条第 2 項第 3 号の規定に基づく高压ガス保安法第 44 条第 1 項に規定する容器検査又は同令第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく同法第 49 条第 1 項に規定する容器再検査の申請手数料

（ア省略）

イ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（アに規

定する容器を除く。)に係る  
容器検査又は容器再検査につ  
いては、次に掲げる区分に応  
じ、それぞれ次に定める額

(ア) から (カ) まで、ウ、エ及び第 180 号から第 184 号まで省略  
)

